
■ 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の一部改正について

建設業の処遇改善、働き方改革などの取組により担い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、

令和6年6月14日に公布された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の改正規定が、

令和7年12月12日から全面施行されました。

これに伴い、建設業法令遵守ガイドラインの改正や事例集の策定も行われています。
内容をご確認のうえ、引き続き適正な請負契約の締結及びその履行の推進にご協力をお願
いいたします。

【法改正】

○ 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する
法律の全面施行について（令和7年12月10日 国不建第125号 国不建振第183号 国官
参建第99号）

※別添資料をご確認ください。

【法令遵守ガイドラインの改正】

○元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン（第12版）

○発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第8版）

※下記URLよりご確認いただけます。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

【事例集】

○通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集（令和8年1月5
日 国不建推第76号）

※別添資料をご確認ください。

【お問い合わせ先】

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当

TEL：026-235-7314（直通）

FAX：026-235-7420

E-mail：kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp